

前回定例会（平成 24 年 5 月 9 日）以降の行政の動き

平成 24 年 6 月 6 日
新潟県原子力安全対策課

1. 安全協定に基づく状況確認等

○ 月例状況確認〔県、柏崎市、刈羽村〕（5月11日）

〔主な確認内容〕

- ・ 5号機タービン建屋、油漏れ発生現場の状況
- ・ 6号機タービン建屋、原子炉建屋、定期検査の状況
- ・ 津波対策の進捗状況（大湊側防潮堤工事現場）

2. 福島県原子力災害を踏まえた対応

(1) 放射線・放射能の監視

県が実施している主な放射線・放射能の調査を次表に示しました。調査結果については、県のホームページ等で随時、お知らせしています。

県が実施している主な放射線・放射能の調査（6月5日現在） < >担当課

	項目等	概要
放射線の調査	モニタリングポスト	柏崎刈羽の 11 箇所に加え、県内 6 箇所に可搬型のポストを設置して常時監視しています。また、3月30日から、国や県では新たに 17 箇所にポストを設置して測定を開始しています。<放射能対策課等>
	サーベイメータ	市町村に放射線測定器を貸出し、学校等での空間放射線量の測定を支援しています。<放射能対策課>
放射能の調査	河川水・水道水	県内の河川水・水道水を定期的に測定しています。<生活衛生課>
	食品（流通食品）	県内産、県外産の流通食品（野菜・食肉・魚介類等）を定期的に測定しています。<生活衛生課>
	牛肉（県内産）	県内産牛肉について、出荷に先立ち全頭検査を実施しています。<畜産課>
	汚泥（下水道等）	下水道で発生する汚泥等、放射性物質が集まりやすいものの調査を実施しています。<下水道課等>
その他	その他、状況に応じて、放射線・放射能の調査、原因調査等を随時実施しています。<放射能対策課等>	

- ・ 環境放射線テレメータシステム〔放射線量のリアルタイムデータ〕
(パソコン用) <http://www.k4.dion.ne.jp/~ngtl-rad> (モバイル用) <http://www.k4.dion.ne.jp/~ngtl-rad/i/>
- ・ 放射線放射能データベース〔食品等の放射能や、学校等の放射線量の検索〕
(パソコン用) <http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp> (モバイル用) <http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp/m/>
- ・ 国や県が県内 17 箇所にモニタリングポスト〔文部科学省 HP〕
(パソコン用) <http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/>

○ 放射性物質の循環に関する委員会の設置（5月11日、お知らせ済み）

福島第一原子力発電所事故により放出された人工放射性物質が本県に与える影響等について、体系的かつ効果的に調査を進めるために、「放射性物質の循環に関する実態調査検討委員会」を設置しました。

この委員会では、放射能に対する県民の不安払拭や風評被害の防止に向けて先手を打った対策を策定するため、以下の事項について検討・評価することとしています。

<放射性物質の挙動や人体への影響等に関すること>

- ・原発事故により放出された放射性物質の本県への流入又は持ち込まれるルートに関すること
- ・本県に流入等した放射性物質の自然界における移行、蓄積等の挙動に関すること
- ・放射性物質を摂取等した場合の人体への影響に関すること

<調査すべき重点項目の選定等に関すること>

上記項目の結果、県が実施した放射線等調査結果や、国内外での放射性物質の検出状況等を踏まえ、調査すべき重点項目の選定や調査方法に関すること

<担当：放射能対策課>

3. その他

○ 5月10日：報道発表〔総合特別事業計画認定等についての知事コメント〕

昨日、政府により、原子力損害賠償支援機構及び東京電力の総合特別事業計画が認定されました。

当該事業計画の収支見通しでは、来年4月から順次柏崎刈羽原子力発電所が再稼働することを前提として、料金算定がされています。

国から支援を受けるために計画を作らざるを得ないという状況があったとしても、一昨日の廣瀬常務の原発をゼロにするのはもったいない、という安全を軽視した発言は看過できません。

加えて、福島原発事故の検証と社内のけじめもつけられていない中で、再稼働に具体的に言及し、それを国が認定するということは極めて遺憾です。

再稼働が前提であれば、東京電力からの説明を受ける意味を見出すことはできません。

○ 6月1日：報道発表〔核燃料輸送容器の封印の不備〕

5月30日に柏崎刈羽原子力発電所に搬入された新燃料について、納入業者である原子燃料工業株式会社が、東京電力への引渡前の検査を行っていたところ、燃料輸送容器の1箱に本来実施されているべき封印が無いことを確認しました。納入業者から報告を受けた東京電力から、県に対しその旨情報提供がありました。

その後、原子燃料工業と東京電力が柏崎刈羽保安検査官事務所の立会の下、当該燃料輸送容器を調査し、内部の新燃料に異常がないことを確認しました。

新燃料は東京電力に引き渡される前の原子燃料工業株式会社の管理下にあったものの、原子力発電所の品質管理に係る問題であることから、県は東京電力に対し、原因の究明と報告、納入業者を含めた品質管理の徹底を求めました。

なお、5月30日から6月1日までの間、県環境放射線等モニタリング結果に異常はみられません。

委員質問・意見等への回答

第 107 回定例会後（5 月 15 日）受付分

新潟県・柏崎市・刈羽村への質問

過日、東京電力は、福島原発の放射能汚染水を、検査を口実に柏崎刈羽に移送した模様である。放射能汚染水を 1 F で検査が困難でも、2 F で対応可能と考えられ、柏崎刈羽に移送する理由が理解できない。今後も、福島汚染物を、柏崎刈羽に移送する可能性がある。

質問事項

移送は、東電が勝手に行ったことなのか。勝手に行ったのなら、抗議をしたか。

事前に連絡があったのか。連絡があったなら、何を根拠に、どのように判断して対処したのか。

汚染水の移送は安全協定の対象事象でないのか。

安全協定の対象事項でないならば、今後 協定対象事項とすべきでないのか。

放射能汚染水を返還させるべきだと考えるがどうか。

新潟県・柏崎市・刈羽村の回答

ご質問の件について、事業者へ確認した結果、環境試料（地下水・海水）を極めて低い放射能レベルまで把握する必要があり、汚染レベルの高い福島第二原子力発電所では対応できなかったため、柏崎刈羽原子力発電所で測定するため輸送したとの説明がありました。（事前の連絡はありませんでした。）

安全協定では、核燃料の輸送や放射性物質に汚染された廃棄物の搬出の際、事前に自治体へ連絡するよう定めていますが、当該試料のように放射能レベルが低いことを確認した試料まで同様に扱う必要は低いものと考えております。

今回の試料については、住民の方に不安を与えることがないよう、関係法令に基づき処理していただきたいと考えております。